

新型コロナウイルス感染防止のための行動指針

「特別養護老人ホーム ラック」「地域密着型複合施設 りんどう」において、施設内における新型コロナウイルス感染及び蔓延防止のため、以下の措置を行いますのでご理解ご協力をお願いします。

○職員等について

- ① 出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5度以上をいう。以下同じ。）場合には施設に電話連絡し、出勤をしないこと。解熱後もすぐに出勤せず、管理職の指示を仰ぐこと。管理職から出勤許可が出て就業した場合も、体の不調を感じた場合はすぐに申し出ること。
- ② 出勤前検温で平熱であった場合も、出勤後に改めて体温を計測し記録すること。発熱が無くても（37.5度以下であっても）風邪症状がある場合は施設に電話連絡し、管理職の指示を仰ぐこと。
- ③ 基本的感染防止対策（マスク着用、手洗い・うがい、手指消毒、不要不急の外出を避ける）を各自徹底すること。
- ④ 現場で働く職員は、出勤時及び退勤時の着替えを必ず行うこと。
- ⑤ 外部研修については、当面参加を見合わせる。施設内での会議は、**会場の換気の徹底と職員同士の距離が近すぎないよう配慮、またできる限り短時間で終了するよう心がけること。また管理職が文書回覧で足ると判断した場合、会議の省略もあり得ること。**
- ⑥ 先に示したインフルエンザ対策も総合し、各自感染対策を行うこと。
- ⑦ 万が一自分がコロナウイルス陽性となった場合、行動履歴を法人に報告できるよう、日記や行動記録のメモをつけるなどし、準備しておくこと（提出までは求めません）。
- ⑧ 同居家族など自分に近い人がコロナウイルス感染の恐れがある場合は、**管理職へ情報提供し対応や出勤の可否について等の指示を仰ぐこと。**

○利用者様について

- ① 発熱が2日続いた場合には、医師へ報告しその指示を受けること。医師の指示ある場合、「帰国者・接触者相談センター（TEL：0584-73-1111 内線273）に電話連絡し、指示を受けること。当該センターへの報告業務は、副施設長及び管理者が行うこと。
- ② 小規模多機能サービスにおいては、利用者様が送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合及び風邪症状がみられる場合はサービス利用をお断りすること。**また、利用者様だけでなく同居されているご家族に発熱が認められる場合及び風邪症状がみられる場合も同様の対応とすること。**
- ③ 定期的受診については、嘱託医師に相談しその指示に従うこと。また、家族の希望による受診については、緊急性を鑑みアドバイスを実施すること。
- ④ 受診以外の外出、外出レクは原則禁止すること。ただし、冠婚葬祭など、本人及びご家族の強い希望がある場合は別途協議すること。
- ⑤ 訪問歯科、訪問リハビリ及び出張理美容は原則禁止とする。**ただし管理職が必要と判断する場合、検温、マスク着用、全身消毒及び手指消毒を徹底し許可すること。**

- ⑥ 業者については緊急性のあるもの以外は避ける。備品の納品等はできる限り玄関先で行うこととする。やむを得ず施設内（玄関先を除く）へ入っていただく場合は、検温、マスク着用、**全身消毒及び手指消毒**を徹底し許可すること。緊急性の判断は管理職が行うこと。
- ⑦ 外部ボランティア、「**つなぐ活動**」についてはその再開時期を別途協議すること。
- ⑧ 施設での面会については、原則禁止する（緊急やむを得ない場合等を除く）。緊急性等の判断は管理職が行い、緊急時等においてもパブリックスペースへの誘導は極力避けること。
- ⑨ 特養及びグループホームにおいて、新規入所の受け入れ時には、入所日前3日間の検温記録を確認し発熱なければ特に制限しないが、風邪症状の有無や入所前居所の様子など、状況を鑑み総合的に判断すること。
- ⑩ 施設建物内の利用者様の移動、職員付き添いでの敷地内外の散歩、お花見ドライブ（外食はNG）など、外部第三者との接触が極めて少ない外出は特に制限しない。ただし、施設建物外から戻った時に検温、**全身消毒及び手指消毒**を徹底すること。
- ⑪ **コロナウイルス感染が疑われるなど、医師から隔離対応の指示があった場合、他の利用者様と物理的な隔離ができるよう、部屋及び必要な備品などをあらかじめ準備しておくこと。**

○その他留意事項

- ① こまめな換気、湿度管理、消毒強化など施設内環境衛生に努めること。
- ② 法人の行う対策について館内掲示、ホームページ等を利用し周知し理解を求めること。
- ③ マスク、消毒用アルコール、ディスポグローブ等の衛生管理物品の在庫を注視し、不足を起すことの無いようその使用方法を工夫すること。また在庫補充は各拠点の管理職が判断すること。
- ④ 新型コロナウイルスが施設内で発生した場合については、厚生労働省通知および当法人の定める感染症対策指針に基づき速やかな対応を行うこと。

コロナウイルス感染の脅威は他人事ではありません。一人の職員の軽率な行動が、利用者様の生命・身体の安全を脅かす事態に発展する可能性があります。福祉施設で働く職員としての自覚と、大きな危機感をもって行動すること。

令和2年2月26日

社会福祉法人 善心会
統括施設長 小島 隆之介

令和2年2月28日 一部改訂
令和2年3月4日 一部改訂
令和2年3月20日 一部改訂
令和2年4月6日 一部改訂